

第659回

九州朝日放送番組審議会議事録

—— 2024年1月度 ——

◇ 開催日

2024年1月15日（月）

◇ 議題

<テレビ番組>

テレメンタリー2023

「ミャンマーのゼロファイター4

～戦禍で続く旧日本兵遺骨調査と支援の道～」

放送日時：11月14日（火）25時45分～26時15分

◇ 「九州朝日放送 番組基準」改正に関する諮問答申

◇ その他

九州朝日放送株式会社

第659回 番組審議会議事録

1. 開催年月日 2024年1月15日(月) 15時57分～16時45分

2. 開催場所 九州朝日放送 本社7階A会議室

3. 委員の出席

委員総数 8名

出席委員数 6名

委員長	藤村	まこと
委員	丸石	伸一
委員	上野	恵梨奈
委員	山根	久資
委員	副田	智幸
委員	小柳	美佳

欠席委員数 2名

副委員長	田川	真司
委員	サーズ	恵美子

放送事業者側出席者名

代表取締役社長	森	君夫
執行役員 総合編成局長	木附	ゆかり
執行役員 報道情報局長	柴田	高宏
報道情報局 報道情報センター長	野村	友弘
報道情報局 報道情報センター 番組プロデューサー	前田	輔
報道情報局 報道情報センター 番組ディレクター	荒木	愛子
番組審議会事務局(視聴者・広報室)担当部長	西俣	信寿
番組審議会事務局(視聴者・広報室)	松永	俊郎

4. 議題

(1) テレビ番組 テレメンタリー2023

「ミャンマーのゼロファイター4

～戦禍で続く旧日本兵遺骨調査と支援の道～」

放送日時：11月14日（火）25時45分～26時15分

(2) 「九州朝日放送 番組基準」の改正についての諮問

(3) 1月・2月 ラジオ・テレビ番組編成状況の報告

(4) 2023年11月・12月 視聴者・聴取者応答状況の報告

(5) その他

5. 議事の概要

●課題番組について

委員の意見（概要）

委員からは、

- 本作を通じて少数民族支援と旧日本兵の遺骨調査を行っている井本勝幸さんの存在を初めて知ることができた。
- 単身でミャンマーに渡り現在に至るまで12年もの間、長く活動をつづけている井本さんに頭が下がる思いがした。その様子を継続的に取材してきたKBCの姿勢も素晴らしい。
- 井本さんは現地の人たちの平和と農業支援を行い、その恩返しで現地の人たちが遺骨調査を行うという手法はとてもユニーク。両者にメリットがある理想的なやり方だと感心した。
- 遺骨収集が、遺骨を日本に返したい気持ちと、収入を得る側面で行われているという両面で進んでいることを隠さずに表現している部分が良かった。
- 井本さんの活動はミャンマーの人が将来も自立して生活していけるようにと長期的に考えられていることに感銘を受けた。
- これまでの井本さんの献身的な行動により、現地で井本さん不在でも遺骨収集が続けられているところは驚いた。

などの評価を頂きました。

一方、気になる点や望むこととして、

- 過去のテレメンタリーを見た人は気にならないかもしれないが、今回の4作目だけを見ると、井本さんの活動の全体像がつかみづらかった。
- 僧侶の井本さんが旧日本兵の遺骨調査を行うようになった経緯や、何が井本さんを突き動かしているのかが分からなかった。
- タイ国内での支援の規模や、ミャンマー国内での支援との関係、支援活動と遺骨調査の関係等のつながりがよく分からなかった。
- 過去の放送内容をダイジェストで1～2分挟めば、もっと内容に入っていやすかった。

- 井本さんを支える団体などはないのか気になった。一方、本来は(井本さん一個人ではなく)日本政府が動くべき問題ではないのかも感じた。
- 20代から40代前半の若い世代がどこまで興味、関心を持ってくれたのか、気になった。などの批評や提言を頂きました。

これらに対して、制作担当者からは、

- 地元福岡に私心を捨てて人のために動いている井本さんがいるということを地元の放送局として、これからも継続取材していきたい。
- 戦争をすれば後にこれだけ大変な作業が残ることを為政者に突きつけ、絶対に戦争をしてはならないというメッセージを伏線、副題とできるよう意識している。
- 井本さんを動かすのは、戦争犠牲者が海外に放置されるのは良くないというシンプルなもの。シリーズの初回で説明したが、本作ではほぼ触れられていなかった。
- 遺骨調査は厚労省、人道支援は外務省のODAから活動資金を得ている。一方、民間団体の支援金も井本さんの活動には欠かせない。
- テレメンタリーは24分と尺が短く、本作で触れられなかった部分は続編で少し要素として入れていっても良いと思った。
- 過去の放送に関しては、権利面などでクリアしなければならない問題があり、現時点では誰でも見られるという状況にはない。
- 本作はYouTubeにもアップしているが、再生回数はあまり伸びていないところから、若年層の関心はあまり高くないようだ。

●「九州朝日放送 番組基準」改正について諮問

放送法には「放送局は番組基準を定め、これに従って放送番組の編集をしなければならない。また、これを変更する場合には審議機関に諮問しなければならない」と規定されています。なお、「九州朝日放送 番組基準」は日本民間放送連盟(民放連)の「放送基準」に準拠しています。

このたび「民放連 放送基準」が改正され、4月1日から施行されるにあたり、連動して変更となる「九州朝日放送 番組基準」の改正に関して、番組審議会に諮問しました。

今回の改正では、放送基準の第8章「表現上の配慮」の第56条として、「放送内容によっては、SNS等において出演者に対する想定外の誹謗中傷等を誘引することがあり得ることに留意する。また、出演者の精神的な健康状態にも配慮する。」との1条文が新設されることになりました。事務局から改正内容や改正に至った経緯等を説明したところ、委員から特にご質問やご意見はなく、「諮問事項は妥当である。」との答申をいただきました。

今後は、社として正式に番組基準の改正を決定し、4月1日から施行することになります。